

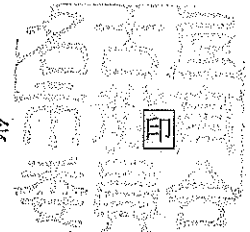
行政文書一部公開決定通知書

31 教文第 86 号
令和元年 7 月 2 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市教育委員会



令和元年 6 月 19 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	特別史跡名古屋城跡の現状変更(天守閣解体)について(副申)		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	令和元年 7 月 3 日	午前 時 午後 時
	場所	市民情報センター(市役所西庁舎 1 階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当。 当該行政文書には、文化庁における審議、検討又は協議に関する情報が含まれており、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。		
備考	<決定を行った所管課・公所> 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室 TEL 052-972-3268		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として(教育委員会が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

文化庁長官 様

名古屋市教育委員会
教育長 鈴木 誠二



特別史跡名古屋城跡の現状変更（天守閣解体）について（副申）

このことについて、名古屋市長から別添のとおり現状変更の許可申請（平成 31 年 4 月 18 日 付け 31 観名保第 17 号）が提出されました。本件は、名古屋市中区本丸 1 番の特別史跡名古屋城跡の鉄骨鉄筋コンクリート造天守閣を解体しようとするものであり、下記のように意見を付して提出します。

記

- 1 現在の天守閣は耐震性が極めて低く、[redacted] また、コンクリートの中性化も進行し、外壁 [redacted] が剥落しているなど [redacted] 危険な状態であり、 [redacted]
- 2 [redacted] 穴蔵石垣の現況を正確に把握するための調査を実施するには、 [redacted]
- 3 [redacted]
- 4 [redacted] 構台・棧橋及び内堀保護工、解体作業に使用する揚重機等に与える影響については、工学的側面から十分に解析が行われていることに加え、構台・棧橋 [redacted] の施工範囲内を事前に発掘調査することで [redacted] 遺構の状況を確認し、 [redacted]
- 5 [redacted]
- 6 [redacted]

担 当 教育委員会文化財保護室
(片岡・深谷)

電 話 052-972-3269

ファクシ 052-972-4202

第1号様式 (第3条関係)

整理番号 第31-632号

行政文書公開請求書

令和 1 年 6 月 19 日

(あて先) 実施機関
名古屋市教育委員会

〒460-0002

請求者 住所又は居所 名古屋市中区丸の内3-7-9
チサンマンション丸の内第2 303

氏名 名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡

電話番号 (052) 953 -8052



連絡先

電話番号 () -

名古屋市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の公開を請求します。

請求する行政文書の名称
又は内容

名古屋城天守閣木造復元ならびに現名古屋城天守閣解体
に関し、文化庁長官に提出した、名古屋市教育委員会とし
ての意見書・副申書

平成31年4月18日付け 特別史跡名古屋城跡の現状変更
(天守閣解体)の許可申請は不要

6/27 補正
請求者に
電話確認



行政文書の公開の方法
(希望する公開の方法
を○で囲んでください。)

- 1 閲覧
 - 2 写しの交付
 - 3 視聴・聴取
- (郵送を希望)

- 注 1 法人その他の団体にあつては、請求者の住所又は居所欄にその事務所又は事業所の所在地を、氏名欄にその名称及び代表者氏名を記入してください。
- 2 写しの交付について郵送を希望する場合は、□の中にV印をつけてください。
- 3 連絡先には、午前8時45分から午後5時までの間に連絡できるところを、記入してください。

問い合わせ先 市民情報センター TEL:972-3153 (直通) FAX:972-4127